

印西市立西の原小学校

西の原っ子応援団 会則

第1章 総則

第1条 {名称} この会は、印西市立西の原小学校 西の原っ子応援団と称し、事務局を印西市立西の原小学校内に置くこととする。尚、所在地・電話番号は下記のとおりである。

所在地・・・印西市西の原2丁目7番地 TEL・・・0476-45-0150

第2条 {目的および活動} この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域における児童の健やかな成長と幸せを図ることを目的とし、そのために次のことを行うものとする。

- 1) 学校教育の充実を図るための、施設・設備等の環境整備に関する活動
- 2) 会員相互の教養を高め、親睦を図るための活動
- 3) 学校の行事に進んで参加し協力をする活動
- 4) その他必要と認める活動

第3条 {方針} この会は、次の通りとする。

- 1) 自主独立の民主団体であり、他のいかなる団体、機関の支配、干渉を受けない。
- 2) 営利的・政治的・宗教的なことには関与しない。また、その行為は行わない。
- 3) 学校と協調・信頼の関係を保ち、お互いに尊重し合い学校のさまざまな活動を支援する応援団的組織とする。また、学校の人事、その他管理的事項に干渉しない。
- 4) 児童の教育ならびに福祉向上のために活動する他の団体・機関と協力する。
- 5) 全会員の自主的参加が得られ、会員の声が反映しやすい会とする。
- 6) 得られた時間を有効に「無理なく 楽しく できるときにできることを」を理念に、子どもたちにとって意味のある活動を行う。

第4条 {会員}

- 1) この会は印西市立西の原小学校に在籍する全児童の保護者と西の原小学校常勤全教職員を会員とし、この会の活動に関し、すべて平等の権利と義務を持つものとする。
- 2) 西の原小学校校長は、この会の活動全般について助言するものとする。また、運営委員会に出席することができる。
- 3) 会員は、当会の定める方法により会費を納めるものとする。
- 4) 教職員会員で産休・育休・休職などになった場合は、当該期間は会員資格が停止され、会費を納めないものとする。但し、慶弔費は適用される。

第5条 {機関} この会に次の機関をおく。

- 1) 総会
- 2) 本部・運営委員会・顧問
- 3) 実行委員会（地区・美化・学級・読み聞かせ）
- 4) 特別委員会（家庭教育学級・卒業対策）
- 5) 児童支援ボランティア
- 6) 学校

第6条 {総会} 全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とする。

- 1) 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - 前年度での活動の報告書と決算、会計監査の報告・審議・承認
 - 新年度での活動の計画と予算
 - 役員の承認
 - 会則の改正、変更に関すること
 - その他の重要な事項
- 2) 総会は毎新年度始め、一定期間に開催される。
- 3) 臨時総会は、運営委員会がその必要を認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったときに開催する。
- 4) 総会は、会員の3分の2（委任状を含む）以上の出席により成立する。
- 5) 総会での議事は、出席者の過半数（委任状を含む）をもって議決する。
- 6) 議決権は、1世帯につき1票とする。

第7条 {本部、運営委員会} 本会に次の役員・運営委員をおく。

- 1) 本部役員 会長1名 副会長2名 書記2名 会計2名 事務局1名（学校代表）
- 2) 運営委員 本部役員8名 地区委員長 美化委員長 読み聞かせ委員長 学年長6名
- 3) 顧問1名
- 4) 本部役員は、本会の執行機関であり、会長・副会長・書記・会計・事務局で構成し、会長が必要に応じて召集する。また任務は次の通りとする。
 - 総会に提出する議案の審議
 - 運営委員会に提出する議案の企画審議
 - 予算案の編成および審議
 - 決算書の作成および審議
 - 各委員会の連絡および調整
 - 会則の立案・変更・削除
 - 地域活動への出席
 - 公的機関への要望の作成
 - その他、緊急事項の処理
 - 資源物回収も金銭的処理

- 5) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、本部役員・各実行委員長（地区・美化・読み聞かせ・学年長で構成し、会長がこれを召集する。また次の事項を審議し決定する。
- 総会に付議する事項
 - 活動計画および予算計画に関する事項
 - 本部役員の決定事項
 - 各実行委員会の活動事項
 - その他、本会の運営に関する一切の事項
 - 運営委員会は運営委員の3分の2（委任状を含む）以上の出席を持って成立し、議事は出席した運営委員の過半数で決定する。
 - 運営委員会は、日頃から会員の意見把握に努め、この会の円滑な運営に努める。
- 6) 顧問は、本部役員に対する助言を行う役職であり、本部経験者1名を会長が委嘱する。顧問は会員以外に委嘱することができる。また任務は次の通りとする。
- 運営委員会での助言（決議はできない）
 - その他、本部役員への助言
 - 任期は、年度始めの総会から次年度始めの総会までとする。
- 7) 本部役員又は運営委員に属する各実行委員長に欠員が生じた場合は、欠員が生じた本部又は各委員で協議し、新たな本部役員・委員長を選任し補充することができる。また、本部役員については、現役員での兼務も可能とする。本部又は各委員で選任（兼務含む）した本部役員・委員長については運営委員の半数以上の賛成により承認とする。尚、残任機関を考慮し、欠員のままとすることもある。
- 8) 本部役員の任期は、年度始めの総会から次年度始めの総会までとする。但し再任は妨げない。

第8条【実行委員会・特別委員会】 各実行委員会及び特別委員は会員の親睦・教養を高め、また次の活動を遂行する。

①実行委員会

1) 地区委員会

- 全会員の中から互選会により選出され、その中より委員長1名・副委員長1名を決定する。
- 校外におけるパトロール・危険箇所の調査・安全指導・公的機関へ要望の原案作成など。
- 必要に応じて運営委員会からの要望への協力（行事への参加など）
- 委員の任期は、年度始めの総会から次年度始めの総会までとする。

2) 美化委員会

- 全会員の中から互選会により選出され、その中より委員長1名・副委員長1名を決定する。
- 花壇の手入れ・美化作業・年度末の窓拭きなど。
- 必要に応じて運営委員会からの要望への協力（行事への参加など）
- 委員の任期は、年度始めの総会から次年度始めの総会までとする。

3) 学級委員会

- 各クラス2名選出され、クラスごとに委員長1名・副委員長1名とする。また学年ごとに学年長1名・副学年長1名が選出される。
- 特別支援学級においては、全クラス合同で2名選出することとする。

○学級委員会は、学級会の運営を行い各学級、学年間の連絡調整をし、その意見・要望を運営委員会に反映させる。

○学級委員会は、実行委員に欠員が生じた場合、補佐に入り円滑な活動を遂行する。

○学級会は、その学級の全会員で構成され、会員相互の連絡を密にして親睦を図り、また児童を取り巻くさまざまな問題について話し合い、学び合い必要な活動をする。

○必要に応じて運営委員会から要望への協力（行事への参加など）

○委員の任期は、学級委員選出後から年度末までとする。

4) 読み聞かせ委員会

○各クラス1名選出される。また学年ごとに学年長1名を決定し、その中より委員長1名・副委員長1名を決定する

○特別支援学級においては、全クラス合同で2名選出することとする。

○各クラスでの読み聞かせを実施する。

○必要に応じて運営委員会からの要望への協力（行事への参加など）

○委員の任期は、読み聞かせ委員選出後から年度末までとする。

②特別委員会

1) 家庭教育学級委員会

○全1年生保護者対象の委員会である。学年で4名前後の代表が互選される。

○必要に応じて委員会を開き、1年生保護者対象のさまざまな行事の運営を行う。

○委員の任期は、家庭教育学級委員選出後から年度末までとする。

2) 卒業対策委員会

○全6年生保護者対象の委員会である。学年で4名前後の代表が互選される。

○委員は新6年生一回目の学級懇談会時に選考し、任期は卒業までの1年間とする。

○必要に応じて委員会を開く。

③児童支援ボランティア

○読み聞かせ・除草作業・運動会・マラソン記録会・各実行委員会での活動などそのつどにボランティアを募集する。

第9条 {会計・会計監査}

1) この会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2) 会費は児童数で徴収し、年額3,000円とする。又、第2子以降は年額1,000円とする。

3) 会費は年度始め（5月ごろ）に一括徴収とする。ただし中途入退会者、会員資格停止の常勤教職員、中途交代常勤教職員に対しては、学期ごとに徴収または返金をする。

○中途入会の場合の徴収金額は、1学期3,000円、2学期2,000円、3学期1,000円とする。

○第2子以降の徴収金額については、1学期1,000円、2学期700円、3学期400円とする。

○退会の場合の返金金額については、1学期中は2,000円、2学期中は1,000円、3学期中は0円とする。

○第2子以降の返金金額については、1学期中は700円、2学期中は400円、3学期中は0円とする。

- 4) 本会計年度は毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。
- 5) この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。
- 6) 会計監査は、運営委員会の内より2名選出し、その年度の会計を監査する。
- 7) 会費は、会則第4条および細則第3条の定めるところに使用する。

第10条 {細則規定}

- 1) 会の活動および運営を円滑に進めるために、運営委員会は会則に反しない限り、出席した運営委員の半数以上の賛成をもって、細則を制定することができる。
- 2) 細則の改正及び廃止は、運営委員会において出席した運営委員の半数以上の賛成をもって行うことができる。
- 3) 運営委員会は、細則を制定並びに廃止した場合、その結果を時期総会に報告する。

第11条 {附則}

本会員は2010年4月17日より施行する。

第12条 {設立年月日}

本会の設立年月日は、2010年4月17日とする。

第2章 細則

第1条 {委員選出} この会の時期役員及び委員を選出するため次に規定する。

1) 年度末、下記内訳の役員及び委員を選出する。

内訳：会長1名 副会長2名 会計2名 書記2名 事務局1名

地区委員と美化委員を合わせて33名

○6年生を除く会員の中から、年度末の学級懇談会開催時を目途に、各学年8名次年度委員候補者を募り選出する。

○年度末の学級懇談会開催時を目途に、委員候補者を選出するに向け文書の発行は本部が行う。進行役は学級委員とする。

○候補者の数が満たない場合は、委員未経験の会員から優先し学年内にて話し合い又は抽選により時期委員候補者を決定する。

○自薦による候補者は、会則7条に規定する役職を特定し、次年度役員に立候補することができる。ただし同一の役職について同条に規定する数を超える立候補者がいたときは、候補者による話し合い、又は抽選により時期役員を決定する。その際の進行役は本部役員とする。

○学級委員長は決定があったとき、運営委員会に報告をする。

2) 互選会を開催し下記の役員及び委員を決定する。

本部：会長1名 副会長2名 会計2名 書記2名

実行委員：地区委員21名 美化委員12名

○互選会日程は年度末を目途とし、原則候補者全員参加にて開催する。又、進行役は現年度本部役員とし文書の発行や召集を行う。

○地区・美化委員が決定した時点で各委員長1名・副委員長1名も選出する。

3) 総会開催日又は1回目の学級懇談会開催時を目途に、下記の委員を決定する。

○各クラスから学級委員2名を選出し、学級委員長1名 副委員長1名を決定する。

○特別支援学級においては、全クラス合同で委員を2名選出し、委員長1名 副委員長1名を決定する。

○学級委員の中から各学年の学年長1名 学年副委員長1名を決定する。

○特別支援学級の委員は、全クラス合同で2名を選出し、学級委員長1名、副学級委員長1名を決定する。

○各クラスから読み聞かせ委員1名を決定する。

○読み聞かせ委員の中から各学年の学年長1名を決定し、その中より委員長1名・副委員長1名を決定する。

○新年度1年生から地区・美化委員8名が選出され、各委員4名を決定する。

○特別委員会として、新1年生 家庭教育学級 学年の中から4名前後

新6年生 卒業対策委員会 学年の中から4名前後を選出する。

4) 委員（本部・地区・美化委員会）の選出定数は学年数×8名とする。

○年度途中での学級数増減があっても、活動人数の変動はないものとする。

5) 委員（学級委員会）の選出定数は普通学級×2名とする。

○年度途中での学級数増の場合、学級委員長及び副委員長を追加で選考する。

○年度途中での学級数減の場合、委員内で話し合い、残留または減クラス数×2名まで退任する事ができる。但し、学級数増減に関する委員人数の変更の最終判断は会長とする。

6) 委員（読み聞かせ委員会）の選出定数は普通学級×1名とする。

○年度途中での学級数増の場合、読み聞かせ委員を追加で選考する。

○年度途中での学級数減の場合、委員内で話し合い、残留または減クラス数×1名まで退任する事ができる。但し、学級数の増減に関する委員人数の変更の最終判断は会長とする。

7) 総会において、会長が顧問を推薦する。承認を受けた後、会長が顧問を委嘱する。

第2条 【慶弔規定】 慶弔金は次のとおりとする。なお返礼は受けない。

○会員（配偶者含む）と在校児童の死亡 5000 円

○教職員とその第1親等の死亡 5000 円

○会員・在校児童が1ヶ月以上入院加療を必要とする場合は、疾病見舞金を3000円とする。

○教職員の慶事（結婚・出産等）に関しては、3000円とする。

○西の原小学校在籍の教職員が人事異動等により離任する場合、餞別は3000円とする。

○その他慶弔金の必要が生じた場合、本部役員及び学校と協議し決定する。

第3条 【一般会計・経理】 総会で承認された予算に基づき、予算科目ごとに経理を行う。

○一般会計及び特別会計（この会の活動に基づく収益金）の帳簿を、金銭出納簿とする。

○収入及び支出に関する証拠書類等はすべて編綴し、事実が発生した日もわかるようにしておかなければならない。

○通帳及び印鑑は役員2名により別管理することを原則とし、現金にするためのカードは作製しない。

○臨時的な支出については、各委員会の項目以外、原則として次のように執行を決定する。

・50万円以上の内容については、総会の承認を得て執行を決定する。

・10万円以上50万円未満の内容については、運営委員会の承認を得て執行を決定する。

・10万円未満の内容については、全本部役員の承認を得て執行を決定する。

第4条 【個人情報の取扱】

1) 個人情報保護法の則る

○この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「西の原っ子応援団 個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

1) 2011年	4月16日	一部改正	2) 2011年12月	1日	一部改正
3) 2012年	12月10日	一部改正	4) 2015年	4月18日	一部改正
5) 2016年	4月23日	一部改正	6) 2017年	4月22日	一部改正
7) 2017年	11月11日	一部改正	8) 2019年	4月17日	一部改訂

- | | | | | | |
|-----------|--------|------|-----------|-------|------|
| 9) 2020年 | 6月23日 | 一部改訂 | 10) 2021年 | 4月12日 | 一部改訂 |
| 11) 2023年 | 2月24日 | 一部改訂 | 12) 2024年 | 3月19日 | 一部改訂 |
| 13) 2024年 | 12月 5日 | 一部改正 | | | |